

上ノ国町森林整備計画（変更）

計画期間（自 令和 7年 4月 1日
至 令和 17年 3月 31日
変更 令和 8年 4月 1日）

上ノ国町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
(1)	地域の目指すべき森林資源の姿	1
(2)	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備の方法に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
(1)	人工造林の対象樹種	6
(2)	人工造林の標準的な方法	6
(3)	伐採跡地の人工造林をすべき期間	7
2	天然更新に関する事項	7
(1)	天然更新の対象樹種	8
(2)	天然更新の標準的な方法	8
(3)	伐採跡地の天然更新をすべき期間	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
(1)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	9
(2)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止 又は造林をすべき旨の命令の基準	9
(1)	造林の対象樹種	9
(2)	生育し得る最大の立木の本数	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施する標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	10
ア	下刈	10
イ	除伐	10
ウ	つる切り	10
3	その他間伐及び保育の基準	11
4	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林の整備等の森林整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法	11

(1)	水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	11
(2)	土地の関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の 形成すべき森林その他水源涵養 ^{かん} 機能維持林以外の森林	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
(1)	区域の設定	13
(2)	森林施業の方法	14
3	その他必要な事項	14
(1)	水資源保全ゾーン	14
(2)	生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	15
(3)	生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
第7	作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項	16
1	路網の整備に関する事項	16
(1)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムに関する事項	16
ア	路網密度の水準及び作業システム	16
イ	路網整備等推進区域の設定	16
(2)	作業路網の整備に関する事項	17
ア	基幹路網に関する事項	17
イ	細部路網の整備に関する事項	17
(3)	基幹路網の維持管理に関する事項	17
第8	その他必要な事項	18
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
(1)	人材の育成・確保	18
(2)	林業事業体の経営体質強化	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	18
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	19
Ⅲ	森林の保護に関する事項	19
第1	鳥獣の防止に関する事項	19
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	19
(1)	区域の設定	19
(2)	鳥獣害の防止の方法	19
(3)	その他必要な事項	20

第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	20
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法	20
	(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	20
	(2) その他	20
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	20
3	林野火災の予防の方法	20
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	20
5	その他必要な事項	21
	(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	21
	(2) その他	21
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	21
1	保健機能森林の区域	21
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採 その他の施業の方法に関する事項	21
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	21
V	その他森林の整備のために必要な事項	21
1	森林経営計画の作成に関する事項	21
2	森林の整備を通じた地域振興に関する事項	21
3	森林の総合利用の推進に関する事項	21
4	「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた檜山地域の独自の取組について	22
5	住民参加による森林の整備に関する事項	22
6	その他必要な事項	22
	(1) 特定保安林の整備に関する事項	22
	(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	22

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域 25～34

別表2 施業方法を特定すべき森林等の区域 35～39

別表3 鳥獣害防止区域 40～41

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、檜山振興局管内最南端に位置し、東南には大干軒岳連邦の分水嶺をもって木古内町、松前町及び福島町に、北は江差町と厚沢部町にそれぞれ隣接し、西は日本海に面して両端の町界まで約30Kmの海岸線を有しています。

天野川が町の中心を流れており、その流域に耕作地が開け集落が形成されています。

本町の総面積は、54,771haであり、森林面積は49,952haで、総面積の91%を占めています。民有林面積は、30,917haでそのうちスギ、カラマツ及びトドマツを主体とした、人工林面積は5,321haであり、人工林率は17%となっています。年齢構成では8～13年齢級の林分が特に多く、偏った年齢構成となっています。

中央地区は、スギの植栽が多く、木材生産機能と合わせて公益機能が求められ、地域産業及び生活に重要な役割を果たしています。

湯ノ岱から宮越地区は、天然林が多く保安機能が強く要請されている地域のため、なお一層森林の育成整備が求められています。

木ノ子から小砂子地区は、日本海に面し海岸林としての機能が高く、天然林が多くなお、一層森林の育成整備が求められています。

一般民有林の所有規模は、零細で伝統的な計画施業や自力で近代化を図ることが困難な状況にあり、長引く林業不況の中で、これらの森林に対する間伐等の施業が遅れていることから、森林組合を核とした計画的・組織的な施業の実施体制を確立する必要があります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、地域の実情に応じた花粉発生源への対策を進めます。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域設定

するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」、及び保健文化の機能の維持を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に設置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害へ野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養林	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び林齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林へ誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適し	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められている機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推

機能		た施設が整備されている森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林。	進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。	
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び林齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

- ① 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るように努めることとします。
- ② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全にあつては、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目するとともに、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案し、次の3つの施業方法により森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導することとします。

① 育成単層林施業

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業方法。

人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林を対象とします。

②育成複層林施業

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業方法。

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象とします。

③天然生林施業

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業方法。

ササ類等の繁茂が少なく、天然力による確実な更新が図られる森林及び国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林を対象とします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有者形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合及び森林管理署等の林業関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、林業関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需要の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

II 森林の整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

I の2の森林整備及び保全の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採するものとします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案し次表のとおり定めます。

樹種		標準伐期齢
人工林	スギ	50
	トドマツ	40
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	30
	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

なお、標準伐期齢は、標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

(1) 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によるものとします。

①皆伐

皆伐については、主伐のうち②の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、「一箇所当たりの伐採面積は、原則20haを超えないよう伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮と調和に配慮するものとします。

なお、ぼう芽更新により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期(6月~8月)を避けて伐採するものとします。

②択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)とします。

なお、択伐の実施にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

(2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

(3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を勘案して行うこととします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

(4) 複層林施業の主伐にあたっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

(5) 効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散等に配慮するものとします。

伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、伐採率はおおむね30~50%を目安とします。

(6) 天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特長などを勘案し、伐採率はおおむね50%以内を目安とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案するものとします。

3 その他必要な事項

(1) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

(2) 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止に配慮すべき箇所において1箇所当たりの伐採面積の規模を縮小するとともに伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて所要の保護樹林帯を設置するよう努めるものとします。

- (3) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものします。
 - a. 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
 - b. 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - c. 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化・土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (4) 伐採作業等に伴う立木の損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷を出来る限り減らす作業に努めることとします。
- (5) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。
 また、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬期間に行うなど時期や方法に配慮することとします。
 なお、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。
- (6) ブナやヒノキアスナロ（ヒバ）などの温帯性の樹木が形成する特色ある森林景観や、クマゲラなどの野生生物の生息・成育環境の保存に配慮することとします。
- (7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林を実施することとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林は、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランのもとで検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

- ① 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、木材需給及び花粉発生源対策等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。
- ② 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。
 なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。
- ③ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し植栽樹種を選定するものとします。

【人工造林対象樹種】

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	スギ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、アカエゾマツ、ヒバ類、グイマツ、ブナ、カンバ類、ドロノキ、ミズナラ、ハンノキ、ヤチダモ、アカマツ、クロマツ、その他郷土樹種

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選定することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

次のとおり、造林の標準的な方法に関する指針を示します。

①育成単層林を導入または維持する森林

ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとし、特に水

源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うものとし、

イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

ウ) 地持ちは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとし、

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

エ) 植栽時期は、春又は秋植栽としますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとし、

オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)の①の(エ)の時期によらないものとし、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとし、

キ) 植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減についても併せて検討するものとし、特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとし、植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとし、

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討するものとし、

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種					
	カラマツ (グイマツとの 交配種を含む)	トドマツ	スギ	アカエゾマツ	その他針葉樹	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	3,000	2,500	2,500	4,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,500	2,000	2,000	3,000
疎仕立て	1,500	1,500	2,000	1,500	1,500	2,000

(注1) カラマツには、グイマツとの交配種を含みます

(注2) 防災林的な造林の場合には植栽本数を増やすこととします。

(注3) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当者等と相談のうえ、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

【植栽時期】

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春 植	スギ、トドマツ、アカエゾマツ・ヒバ類	4月初旬～6月下旬
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	4月初旬～5月下旬
	その他	
秋 植	スギ、トドマツ、アカエゾマツ・ヒバ類	9月初旬～11月下旬
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	
	その他	

カ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めることとします。

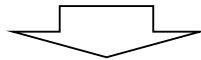
なお、コンテナ苗の植栽時期については、第2の1の(2)の①ウ)の時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

②育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

【育成複層林の導入に伴う植栽本数の例】

上ノ国町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツ植栽して複層林とする。



上ノ国町森林整備計画で示すトドマツの標準的な植栽本数が2,000本/haであることから『2,000本/ha × 30% = 600本/ha』となり、トドマツはおおむね600本/ha以上を植栽することとなります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地等については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は、2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性）を次のとおり定めるものとします。

区 分	樹 種 名
ぼう芽更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど
天然下種更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど

(2) 天然更新の標準的な方法

①天然更新の完了の判断基準

第2の1(3)②に定める天然更新をすべき期間内に天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注1）の稚幼樹等（注2）が幼齢林（注3）では成立本数が立木度（注4）3以上、幼齢林以外の森林では林地面積（注5）に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数（注6）は次のとおりであり、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付森林第111号森林計画課長通知）によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齡林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の立木の本数} / \text{当該林分の期待成立本数}^{(注6)} \times 10$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300本/ha
上層(その他の針葉樹)	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林(天然林の標準伐期齡)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

②天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種更新により確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植生により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うものとし、

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うものとし、

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ捕植等を行い更新を確保するものとし、

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、捕植等を行って更新を確保するものとし、

(3)伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵(かん)養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

(2)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域		参考
林班	小班	
79	24, 25	
94	4, 5, 9, 10, 34, 48, 113, 136, 137	
100	175, 210	

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、1(3)の「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。(注)

(注) 植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として農林水産省令による基準が適用されます。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域に含めないものとします。

- ① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- ② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- ③ 公益的機能別施業森林の区域で、施業方法を特定している森林
- ④ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- ⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林
- ⑥ 森林計画に基づく施業方針で、天然林化、針広混交林化を目指す人工林
- ⑦ 気象害等により針広混交林した森林

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

- ① 人工林の場合
1の(1)による。
- ② 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

北海道が定める「天然更新完了基準書の制定について」に記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による。

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

Iの2の森林整備及び保全の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施するものとします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

ア 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

イ 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適性な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		1回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (ゲイマツとの 交配種を含む) (一般材)	植栽本数2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:450本/ha	25	35	50	—	—	選木方法:定性及び列状 間伐率(材積率):20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:10年 標準伐期齢以上:15年
トドマツ (一般材)	植栽本数2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha	17	24	30	38	—	選木方法:定性及び列状 間伐率(材積率):20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:7年

スギ (一般材)	植栽本数2,500本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:600本/ha	2 2	3 2	4 2	5 7	—	選木方法:定性及び列状 間伐率(材積率):20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:11年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha	1 9	2 8	3 7	4 6	5 5	選木方法:定性及び列状 間伐率(材積率):20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:9年

注1) 「カラマツ間伐施業指針」及び「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行」などを参考にしています。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針により、間伐時期が異なることに留意することとします。

ウ 保育コストの低減を図る、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

次のとおり、保育の標準的な方法に関する指針を示します。

ア 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

イ 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない、若しくは、形質の悪い植栽樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とするものとします。

ウ つる切り

つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

作業種別	樹種	植栽時期	年																					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
下刈り	スギ	春	⇔																					
		秋												△									△	
	カラマツ	春	⇔																					
		秋														△								
	トドマツ	春	⇔																					
		秋													△									
	アカエゾマツ	春	⇔																					
		秋															△							

(注1) カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

(注2) ⇔: 下刈り △: つる切り、除伐

(注3) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を図るとともに、年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

3 その他間伐及び保育の基準

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、適切な間伐を推進するものとします。また、木材等の資源の効率的な利用を考慮し、大径材の生産を目的とした長伐期施業を導入する林分については、高齢級においても間伐を実施するものとします。

防災的な見地から林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

- ①間伐や枝払い等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。
- ②間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するものとします。

4 その他必要な事項

- (1) その他間伐及び保育に関する留意事項
木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。
特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

- (1) 水源^{かん}涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①区域の設定

水源^{かん}涵養^{かん}保安林や干害防備保安林、水道取水施設上流域の森林、その他水源涵養機能の評価区分の森林など、水源涵養機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

②森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林

①区域の設定

ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

②森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については、複層林施業を行うこととします。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能する森林は、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林区域については、別表2のとおり定めます。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水源涵養林 ^{かん}	水源涵(かん)養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵(かん)養機能の評価区分が高い森林など水源の涵(かん)養機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の自然条件、林況、地域の要請を踏まえ、林班単位等で面的に定める。	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図る。
山地災害防止林	山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を伐採しても適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
生活環境保全林	快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を伐採しても適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を伐採しても適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。 なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。

(注) 長伐期施業とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

【上乘せゾーニング（注1）】

森林の区域		区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水資源保全ゾーン		水源涵(かん)養林のうち、属地的に水源涵(かん)養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域の及びその周辺において、市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。 特に、北海道水源林の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規程に基づく水資源保全地域に指定される森林について、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小(注2)及び伐採箇所の分散化に努めるものとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造林及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の兩岸・湖沼周辺20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。	伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造林に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。
	保護地域タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。	伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

(注1) 上乘せゾーニングとは、北海道の森林・林業の現状や課題、地域の特性やニーズ等により、共通ゾーニングの中において、目指す姿や施業の方法などをよりきめ細かく定めるために設定されたゾーニングです。

(注2) 皆伐を行う場合の面積の上限は、原則として10haを下限として市町村森林整備計画で定めることとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないよう定めるものとします。

(2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

なお、木材等生産林においては製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安とします。

樹種	主伐時期	仕立て方法	(参考) 主伐時期の平均直径
カラマツ (ガイマツとの交配種を含む)	60年	中庸仕立て	30cm
トドマツ	50年	中庸仕立て	30cm
スギ	70年	密仕立て	36cm
アカエゾマツ	70年	中庸仕立て	30cm

3 その他必要な事項

地域森林計画に基づき、北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

①区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

②森林施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準のうち町が地形・地質等を勘案して伐採面積の規模の縮小を行うべき森林として、別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造林及び搬出の実施時期や搬出方法等に留意するとともに、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については、早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

①区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表1のとおり定めます。

②森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出の実施時期や搬出方法に留意するとともに、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

①区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について、林小班単位で別表1のとおり定めます。

②森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを優先し、森林の保護を図ることとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町の民有林における5ha未満の人工林面積は全人工林の83%を占めており、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。

このため、檜山南部森林組合による森林経営の受託等の促進により、森林経営の規模拡大に努めます。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要となる森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）に自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方向に関する方針

森林が小流域単位で共同施業が可能な地域は町及び森林組合等で森林の所有者に共同化の有利性を普及し、森林施業を共同で行うため森林所有者の合意形成に努めることとします。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次表を目安とします。

単位 路網密度:m/h a

区 分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地(0° ~ 15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(0° ~ 30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地(30° ~)	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

(注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用。

(注3)『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際を目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業(造林、保育)を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムの内容については、次表を目安として、効率的な作業システムの実現に向けて現場の作業条件等に応じた適切な方法を選択することとします。

傾斜区分	伐 倒	集材《木寄せ》	造 材	巻 立 て
緩傾斜地	フェラーパンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーパンチャー	スキッド【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
			プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ	
		《グラップルローダ》	(ハーベスタ)	
ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)	
中傾斜地	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地	チェーンソー	スイングヤーダ【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ ()は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ【全幹】を集材に活用している事例がある。

イ 路網整備等推進区域の設定

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線名	開設予定延長	対図番号	備 考
宮越地区	387ha	右股沢線	5,000m	①	林業専用道
木ノ子地区	1,140ha	桂沼線	8,200m	②	林業専用道
小森地区	20ha	小森線	1,100m	③	林業専用道

(2) 作業路網の整備に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

①基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道を図る観点等から、林道規定（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

②基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

【一般民有林】

単位 延長: Km 面積: ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前年5カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道専用道	上ノ国町	小森支	0.6-1	10	○	③	
開設計					0.6-1				
拡張	自動車道(改良)		〃	茂平内	7.0-1		○	⑥	局部改良
〃	〃		〃	茂刈	-3			⑧	方面保全
拡張計					7.0-4				

【道有林】

単位 延長: Km 面積: ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前年5カ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道(改良)		上ノ国町	石崎左股	0.1-1		○	⑩	橋りょう改良
〃	〃		〃	澄川	0.2-1		○	⑪	局部改良
〃	〃		〃	〃	0.2-1		○	⑫	法面保全
〃	〃		〃	〃	0.1-2		○	⑬	橋りょう改良
〃	〃		〃	石崎松前	0.8-1		○	⑭	局部改良
〃	〃		〃	〃	0.1-1		○	⑯	橋りょう改良
〃	〃		〃	宮越内支	0.6-1		○	⑰	局部改良
〃	〃		〃	去沢	1.0-1		○	⑳	局部改良
拡張計					3.1-9				

イ 細部路網の整備に関する事項

①細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整備第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則ります。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け林整備第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとします。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 人材の育成確保

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

① 林業労働者の育成・確保

森林作業の就労の長期化、安定化を促進するとともに、共済制度加入の社会保障充実の支援に努めます。

また、限られた労働力で必要な作業を進めていくうえで、林業労働者の資質の向上が不可欠であることから、各種の技能研修を支援し、労働安全衛生意識の啓発と普及を促進し後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援に努めます。

② 林業後継者等の育成

森林、林業に対する理解と重要性を啓発し、地域おける森林、林業の役割と地域産業の関わりについて、林家及び林業後継者等に喚起して林業経営の向上を図ることとします。

③ 林業事業体の経営体質強化の方策

林業事業体作業員の充実を図るために、施業の受委託の計画的な実施、共同受託体制の整備により就労期間の拡大を図り、労働災害の防止、労働条件と就労の長期化等の改善を積極的に進め、若年労働者の雇用促進の支援に努めます。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が実施していることから、本町においても森林整備等を実施するにあたり登録林業事業体を活用するなどにより、適切な森林施業の実施と労働安全衛生管理に努める事業体の育成に取り組むこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備及び森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーと林内作業車による作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャー、プロセッサ等による伐倒、枝払い、玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械の導入による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒		チェーンソー	チェーンソー 小型ハーベスタ
造材		チェーンソー	チェーンソー プロセッサ
集材		林内作業車 小型集材機	林内作業車 小型集材機 タワーヤーダ
造林・保育等	地拵え・下刈	チェーンソー 刈払い機	チェーンソー 刈払い機
	枝打ち	人力	リモコン自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

当町の林産業は木材加工工場が4工場あり、その内、製材工場が3工場、木材チップ工場が1工場あり、地域産業の大きな担い手となっています。

今後の間伐材の増加に対応できるよう、木材の高度利用の観点から低質材、間伐材の加工生産を行っていく体制を既存の木材加工工場に整備を求めるとともに、チップやペレット等の木質バイオマスの利用を推進し、地元産出材の利用・付加価値を高めるためにも、国、道と連携して施設の整備に努めることとします。

また、地材地消の推進にあたっては、住宅用建築材をはじめ、公共施設等への木材・木製品の利用や、木質バイオマスの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

【林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画】

施設の種類	現状（参考）			将来			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	北村	3,660	△1	計画なし			
〃	中須田	2,350	△2	計画なし			
〃	桂岡	4,500	△3	計画なし			
木材チップ工場	湯ノ岱	7,200	△4	計画なし			
合計		17,710					

4 その他必要な事項

魅力ある地域社会を構築することは、林業後継者の育成・確保のためにも必要なことから、定住根拠となる住宅、取付道路、上下水道等の社会資本整備等、生活環境の整備を推進することとします。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及びエゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

(3) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特にカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、上ノ国町では確認させていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今度急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、上ノ国町や（総合）振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

①渡島檜山計画区内の市町村（松前町、福島町、知内町、木古内町、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町）

森林の区域	備考
上ノ国町内全域	カシノナガキクイムシ被害対策のための伐採に適用

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合は、上ノ国町火入れに関する条例を遵守し実施することとします。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当林分なし

- (2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。

イ 森林の巡視にあたっては、森林レクリエーションのための利活用者が多く、山火事等の森林被害が多発する恐れのある地域を重点的に実施することとし、特に森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、道立自然公園や鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為の恐れがある地域、主要な展望地等利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、森林保全巡視指導員や自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					備考
地区	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
該当なし							

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の3の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

- (2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
大平山地区	45~50	547ha
湯ノ岱地区	70~87	1,167ha

2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

特になし

3 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし

4 「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた檜山地域の独自の取組について

檜山地域では、「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献する森林づくりを推進するため自治体・民間事業者・団体等で構成された「ひやまゼロカーボンネットワーク」と情報共有を図りながら、地域の脱炭素化に向け気運の醸成を図るとともに、伐採後の着実な造林や間伐等を推進し、森林吸収量の減少を抑制又は増加に転じさせます。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

森林の有する多面的機能の効用を享受している地域住民に対し「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組みなどを通じて、森林の整備・保全及び利用に関する理解の促進に努めるものとします。

また、森林の整備・保全及び利用に意欲のある住民、団体等が活動しやすい環境を整備するため、植樹等のボランティア活動や、森林づくり活動に関する情報の提供に努めるものとします。

また、地域住民に積極的に参加してもらえるよう、関係団体と連携して植樹祭や森林教室等を開催するなど森林とふれあう機会を提供するものとします。

森林の整備及び保全に意欲のある住民、団体等が活動しやすい環境を整備するため、植樹等のボランティア活動や、森林づくり活動に関する情報の提供に努めるものとします。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林・保育・伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

①保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第33条及び第44条の規定により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は、第34条の許可又は第34条の2若しくは第34条の3の届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とします。

a 伐採方法の指定無し(皆伐を含む)

b 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの)

c 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

a 水源かん養^{よう}保安林(ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林、その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る)については20haを超えない範囲とします。

b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。

- c. その他の保安林であって、当該森林の地形、地質、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20haを超えない範囲とします。
 - (ウ) 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
 - (エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。
 - (オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。
- また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるとときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

ウ 特例

- (ア) 伐期齢の特例の定められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- (イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあつては択伐とします。
- (ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

エ 間伐方法及び限度

- (ア) 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- (イ) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

- (ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行うものとします。
- (イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとします。

②自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。
 なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあつては、自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあつては、北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

《特別地域内における制限》

区 分	制 限 内 容
特 別 保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種 特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は蓄積の10%以内とします。
第 2 種 特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林の施業は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 ①一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。

	②伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第3種特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。

③砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条及び砂防法施行条例第3条の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採にあたっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意するものとします。

④鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱いは次のとおりとします。

a 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐とします。

その他の森林については、伐採種を定めないとします。

b 地域森林計画の初年度以降5年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を上旬伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とします。

c 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とします。

⑤史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

⑥その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとします。

なお、その他の制限林における、法令等の制限は次表のとおりです。

《その他の制限林における法令等》

その他の制限林	施業方法の法令等の規定
急傾斜地崩壊危険区域内の森林	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、道等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとします。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林 班	小 班	
水源涵養林	1	1～8.11.18.21～23.28～32	57.01
	2	1～3.5～8	47.40
	3	全域	69.92
	4	1.3～8.10～11.13～28	72.00
	5	全域	6.44
	6	全域	0.28
	7	全域	0.64
	8	1～4.7～10	44.52
	9	1～9.11～14.18～46.48～67.69～96.98～103.106～123.125～131.133～142	71.94
	10	全域	55.96
	11	1.3～29.31～38.40～44.46～75.77～88.92～102.105.108.111～114.116～124	107.34
	12	全域	117.12
	13	1～35.37～67.69～91.94～109.111～113.115～128.130～132	94.18
	14	5.7.59.61	8.04
	16	210.214	0.37
	19	16～18.22～23	6.04
	20	全域	41.28
	21	1～8.13～25.27～32	57.76
	22	全域	47.56
	23	全域	105.16
	24	50.72～73.97～98	14.04
	25	1.33～34.58～60	11.16
	27	6.15.38～39	4.48
	28	全域	78.53
	29	1～7.9～12.15～20.23～39.43.48.52.55～65	53.20
	30	全域	58.96
	31	1～2.9～13.15～18.24～30.32～35.37～53.57～63.65～69.71～76	79.51
	32	全域	14.52
	33	1～2.4～5.7～12.16.19～21	34.64
	34	1.3.8.12～13.15～16	50.56
	35	3.6.8	25.04
	36	5～7.9～12.16	23.84
	37	9～10	15.64
	39	89.107.115～117	4.72
	41	110.112.114	17.83
	42	80～81.84.86.89.91～92.137	28.28
	44	100～103.108～109.118.149.162～163	3.52
	45	1.3.8.62.77.81.89.128.142～143.147～148.154.158.201～205.301～308.310	25.91
	46	1～3.6～10.12～13.16～24.26.36～49.51.101～102.136.201～204	75.90
	47	3～6.8～12.14～15.17～20.22～25.28.32～41.46～47.50～54.56～61.101～116.201～213.301～308.401～407.409～410.501～514	100.92
	48	62～64.67.79.88～91.114.118～119.126	10.66

49	17. 25. 60~61. 63. 66. 69~72. 74~83. 85~96. 98~100. 103. 105~108. 110~113. 120. 123. 125~129. 131~132. 134~141	67. 65	
50	21. 23~25. 67. 127. 147. 154~163	20. 96	
51	1~5. 7~10	52. 56	
52	2~7. 10~17. 19~21. 23~29. 31~32. 37. 46. 49. 58	67. 03	
59	12. 31. 38~46. 50. 53~55. 57~59. 74~81. 83~107	11. 16	
61	36	0. 16	
62	4~6. 8. 14. 31. 43~46	6. 81	
69	10~11. 13. 16~26. 28~32. 34~37. 39~42	38. 58	
70	1~2. 17. 21	0. 95	
71	7	1. 68	
72	25. 29. 34~35	7. 94	
73	全域	127. 45	
74	1. 3~18. 21~23. 27~29. 31. 37. 44~45. 48~52. 55~58. 62~64. 68. 70~71	71. 77	
75	24. 46~48. 50~51. 53. 88	5. 06	
76	7	0. 28	
78	全域	86. 52	
79	1~12. 14~22. 24~25. 27	73. 96	
85	1~6. 10~13. 16~18. 21~36. 38~39. 45. 48~51. 56. 60	31. 60	
86	1. 3~4. 9~12. 14~17. 21~26. 30~38. 43~54. 57~65. 68. 74. 92~101. 103. 104	37. 02	
87	3~5. 7. 9~12. 14. 16. 17	18. 87	
90	1	0. 12	
91	1~2. 5. 14	16. 28	
92	1~2. 4~8. 10~14. 17~18. 20~21	40. 92	
93	95. 138~139	1. 52	
94	2. 3. 5~7. 11~26. 30~45. 49. 51~58. 60~65. 84~85. 87~91. 96~104. 109~111. 114~115. 117. 119~120. 122~124. 126~130. 136~137	38. 38	
95	125. 230. 237. 252~253. 255~257. 305. 349~352. 355. 370	41. 12	
96	112. 121~123. 125. 127. 131. 153. 160. 178. 264. 274~283. 291~292. 357	59. 60	
97	150	3. 40	
100	416~417	3. 72	
小 計		2, 675. 89	
山地災害防止林	1	12~14. 16~17. 19~20. 24~27	2. 32
	2	9	0. 04
	4	2. 9. 12. 30~31	7. 00
	8	5~6	0. 52
	9	10. 17. 97. 132. 143~147	9. 44
	11	2. 30. 39. 76. 89~91. 103. 104. 106. 107. 109. 110. 115. 125	6. 14
	13	36. 129. 133~144. 149~150	4. 11
	14	67	0. 04
	15	171. 255. 264~265. 272. 309~311. 320. 338~341. 344	4. 48
	17	46~47. 72. 163. 166	1. 32
	19	26	0. 28
	31	36	1. 04
	33	22~29	12. 48
	34	9	3. 80

35	1.4~5.9~13.35~37	7.56	
36	13.15.17~24	5.60	
37	1~3.5.7.11~20.22~23.25~26.28~29.31	8.18	
38	8~9.12.34~36.46.48~50	2.12	
39	18.48.57~59.61.63.70~75.88.91~96.100~103.106.108~111	8.41	
41	107.109.111.113.136~137	16.84	
42	79.82.87~88.90.95.98~99.112~114.136.141	14.18	
44	107.110.148.151	1.76	
45	6.21~22.63~64.66~76.80.83~85.87~88.126~127.146.149~153.155~156.309	25.64	
46	27~29.32~35.50	2.64	
48	53~54.57~61.65.68~77.105~106.108~110.115.123~125	24.48	
51	11~15	4.56	
52	1.8~9.18.22.39~45.47~48.50~57	13.04	
53	23.29.130~134	9.31	
54	105~106.164~165	0.52	
59	1~11.14~30.32~37.47.49.56.60~73	95.52	
60	全域	106.68	
61	1~23.25~33.35.42~47	82.64	
62	1~3.9~13.15~18.22~29.32~40.47~54.100	51.19	
63	全域	82.80	
64	全域	145.44	
65	全域	49.16	
66	全域	116.00	
67	全域	63.28	
68	全域	132.40	
69	1~8.12.14~15.27.33.43~50	40.27	
70	3~9.14.18~20	38.00	
71	1~6	27.48	
72	2~6.8~24.27.30~31.33.36~37	78.99	
75	49	7.80	
76	3.5~6	0.44	
81	24.26~27.31.34~37.40~41.51~52.63.65~66.70~71.76.99	33.44	
82	100~105	14.84	
86	19~20.27~29.55~56.66.69.71~73.75~90.102.105	13.48	
87	13.15.18	1.94	
90	2~4	6.80	
91	3~4.6.9~10.12~13.16~18.20~22	64.48	
92	15~16.19.22~23.29~30	34.84	
93	55~56.69~74.76~78.82~83.87.89~90.135.137.142~146	20.06	
94	46.59.66~67.69~71.74~77.82~83.86.92~95.105~108.112.121.131~135	27.35	
95	231~235.240~242.244.259.272.274~275.293~294.325~331.347.354.359~360.369.371.373.376	30.28	
96	39.130.154.161.164.263.289~290	13.88	
97	17.23.159~165.167~169.182.184.201~202	2.63	
99	3.108.112.136~137	0.35	
100	353.363.395~397	1.60	
小計		1,581.91	
生活環境保全林	29	50~51.53~54	0.62
	31	55	0.52

	35	2	0.24
	36	1~4.14	4.08
	37	4.6.8.21.24.27.30	3.42
	39	99.104	11.12
	95	206.377	0.90
	96	20.28.354~355	7.56
	100	204.359.387	0.28
		小 計	28.74
保健・文化機能等維持林	38	1~7.10~11.13~17.19.21~28.32~33.37~45.47.51~54	8.82
	39	1~17.19~47.49~50.52~56.60.62.64~67.69.76~77.79~87.90.97.105.112~114.118~123	32.61
	40	1.3~12.73.78~83.96~97.102.104~107.110.113.118.122.124~125.128~129.151~153	13.33
	100	325.352.355~358.360~362.404.410~412.431	3.01
		小 計	57.77
木材等生産林	14	1~4.6.8~16.18~58.60.62~66.68~75.77~101	94.24
	15	1~45.47~63.65~75.77~125.127~132.134.136~142.144~170.172~213.215~222.224~226.228~234.236~242.244~254.256~263.266~271.273~279.282~287.289~308.312~319.321~329.331~337.342~343.350~352.355~363.372~373.9009	134.04
	16	1~93.95~96.98~101.103~109.112~143.145~170.172~186.188~195.197~199.201.203~209.211~213	159.52
	17	1~4.7~17.19~28.31~35.37~45.48~71.73~75.78.80~91.95~103.105~107.111~116.121~151.153.155~157.159~162.164~165.167~170	88.80
	18	全域	142.10
	19	1~15.19~21.24~25.27~42	62.04
	21	9~12.26.33~34	24.08
	24	2~18.20~32.34.37.39~42.44.47~49.51~53.55~56.59.62~64.66~71.75~85.87~96.99~102.104.108~110	64.09
	25	2.5~12.15~16.21~32.35.38~43.46~57.61~62	60.93
	26	全域	40.24
	27	2~3.7.9~14.16~23.25.27.29~37.40~51.53~58	51.84
	40	13~16.19.24~25.28.35~36.46~55.58.60~69.71~72.74~77.84~95.98~100.108~109.111~112.114~117.119.123.126~127.130~131.135~141.143.154~161	41.38
	41	2.4.5.8.10~29.31~35.37~62.65~73.75~88.90~101.103.105.116~117.119.122~123.125~126.131~132.138.140~156.159~161	50.06
	42	1~5.7~42.44~61.63.66~69.71~72.76~77.94.96.100~103.110~111.115~116.119~135.138~140.143~151	28.56
	43	全域	80.66
	44	9~29.32~35.37~63.66~73.75~77.79~85.88.92.93.95~99.104.111.112.114~116.119~120.122~129.131~132.134~147.150.152~155.157.161.165~169	90.42

45	7. 9~10. 12~17. 19~20. 23. 25~36. 38~39. 42~44. 47~48. 51~53. 55~61. 79. 91~110. 112~114. 116~117. 121. 124. 129~132. 134~137. 139~140. 145. 157. 172~174. 311~312	58. 58
47	43~45. 48. 55	12. 49
48	1~2. 4~6. 8~10. 13~15. 17~27. 31~35. 37~49. 51~52. 78. 82~87. 116~117. 120~122. 127. 128	34. 69
49	1~11. 13~16. 18~20. 22~24. 26. 29~38. 40~43. 46~51. 54~56. 124. 133. 142~147. 150~152	23. 30
50	1~20. 22. 26~27. 31~34. 36~40. 43~44. 46. 48~51. 56. 58~59. 61~65. 68~71. 73. 75~76. 78~83. 85. 88~94. 98~100. 105~108. 110~114. 116~126. 128~130. 132~142. 144~145. 149~150. 153. 164~166. 168. 170~173. 175~180. 182~183. 185~205	62. 62
53	1~19. 21~22. 24~28. 30~34. 36~48. 50~51. 54~62. 65. 67~73. 76~102. 104~109. 111~118. 120~129. 135~143. 145~150. 152~160. 162	90. 42
54	1~3. 7~28. 31. 32. 34~37. 39. 41~43. 46. 49~50. 54~55. 57. 60. 62~63. 66~68. 73~76. 79. 83. 87. 90~94. 97~101. 103~104. 108~124. 126. 128~132. 135~146. 150~151. 153~163. 166~170. 172~179. 184~188. 191~194	82. 59
55	全域	79. 50
56	全域	113. 41
57	全域	83. 65
58	全域	71. 07
74	24~26. 32~34. 36. 40~43. 46~47. 53~54. 59~61. 66~67	9. 07
75	1~4. 6~16. 18~23. 25~31. 33~43. 45. 52. 54~57. 59~62. 66~71. 73~78. 81~87. 90~105	66. 09
76	1~2. 11. 21~22. 24. 27~28. 30~37. 39~42. 44~46. 48~50. 52~53. 64~65. 67. 69. 73. 75. 77~78. 80~83. 88~89. 93~96. 98~100. 113~129	33. 48
77	全域	78. 86
79	23	0. 30
80	全域	39. 71
81	1. 5. 7~11. 13~16. 18~23. 25. 28~30. 32~33. 38~39. 42. 45. 47. 49. 56. 61~62. 67~69. 72~75. 77~96. 101~107. 109~110. 112~114. 120~138	121. 43
82	1~5. 7. 12~18. 29~30. 32. 35. 38~39. 44. 46~54. 57. 59~64. 85~86. 88~95	69. 61
83	全域	42. 76
84	全域	35. 23
85	7~9. 15. 20. 37. 42~44. 46. 52. 54~55. 57~58	11. 57
88	全域	28. 22
89	全域	12. 26
93	1. 3~4. 7~33. 35. 38~52. 54. 57~68. 86. 92~94. 96~97. 99. 101~103. 106~107. 109. 111. 113. 115. 118~119. 121. 124~134. 136. 140~141. 147	46. 93
94	72	0. 02

	95	1~9. 11~13. 15. 17~34. 36. 38~41. 43~53. 55~77. 79~82. 84~98. 100~121. 123. 127. 129~132. 134~145. 147~171. 173~179. 181~186. 188. 190~201. 203~205. 207~208. 210~215. 219~229. 236. 238. 243. 246~251. 254. 258. 261. 263~265. 267~268. 270~271. 277~281. 283~287. 289~292. 295~302. 304. 306~311. 313. 316~318. 320~324. 332~346. 353. 356~358. 361. 363~367. 372. 374. 378~381	71.81
	96	1~6. 8~11. 13~19. 23. 25. 27. 29~30. 32~38. 40. 42~43. 45~59. 61~91. 93~111. 113~120. 124. 126. 128~129. 132. 134~135. 137. 139. 141~146. 148. 152. 155. 157. 162~163. 165~177. 256~260. 262. 265~268. 270~273. 284~288. 294. 295. 297~301. 348~349. 351~353. 358	64.48
	97	1~8. 10~16. 18~21. 24~26. 29~36. 39~43. 45. 47. 49~50. 53~54. 58~63. 65~70. 72~88. 90~96. 98~108. 111~114. 116. 119. 125. 129~135. 137~142. 145. 147~149. 151~152. 155. 157. 171~174. 177~181. 185~200. 203. 204. 207~210. 212~233	82.04
	98	全域	78.35
	99	1~2. 4~10. 12~13. 17~19. 21~27. 29~36. 38~41. 43~52. 54. 62~68. 70. 79. 81~87. 89~91. 93~95. 97~102. 106. 109~111. 113~118. 120~122. 124~131. 133~135. 138~140. 142~143	47.34
	100	1~2. 4~5. 10. 16. 19~21. 23~25. 27. 30. 33. 35~45. 47. 49. 51~52. 54~55. 58~62. 64~65. 70. 73~75. 77~82. 85~86. 88. 90. 93~103. 105~108. 111. 114~117. 120~121. 128. 132~134. 136~159. 161~164. 166~169. 171. 173~174. 176~182. 186. 188~189. 191. 198. 200~203. 205~209. 211. 214~233. 236. 238~247. 249~250. 252~253. 255~257. 259~264. 266~268. 270~273. 275~277. 279~280. 283~285. 287~298. 300~304. 308~324. 326~341. 343. 347~350. 367~373. 376~378. 380~386. 388~391. 393~394. 398. 400~402. 405~406. 409. 413~414. 418~419. 421~430. 432~446. 448~451. 454~460. 500~510	105.08
特に効率的な 施業が可能な 森林	15	43. 45. 80. 220. 226. 236. 248~249. 253. 260. 271	2.09
	16	27. 29	0.20
	40	46. 114. 140. 143. 154~155	1.47
	41	11. 15. 38. 62. 97. 103. 141~142. 145	3.14
	42	5. 7~10. 13. 17. 22~23. 35. 37. 44. 49. 51~52. 55~57. 77. 96. 103. 138~140. 146. 149~150	7.39
	43	1~2. 17. 70	2.79
	45	312	0.15
	49	4~6. 8~9. 10~11. 14. 46. 50. 54. 56. 124. 133. 146~147 152	5.41
	50	7. 11~12. 16. 20. 27. 31. 34. 79. 81. 193	3.27
	77	16. 110	0.97
	83	28. 42. 44. 58~60	5.70
	95	91~92. 98. 115. 143. 147. 182. 194~197. 204~205. 224. 227. 322. 343. 363~366	6.34
	96	4~6. 97. 126. 128. 169~170. 172. 257. 301	5.01
	97	13. 16. 34~36. 216~217. 227	0.96
	99	25. 95. 102. 140	0.85
100	460. 500. 503	0.87	
小 計			2,969.96
総 計			7,314.27

2 上乗せのゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林 班	小 班	
水資源保全ゾーン		該当なし	0.00
	小 計		0.00
生物多様性ゾーン			
水辺林タイプ		該当なし	0.00
	小 計		0.00
保護地域タイプ		該当なし	0.00
	小 計		0.00
合 計			0.00
総 計			0.00

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【道有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森林の区域		面積(ha)	
	林班	小班		
水源涵養林 <small>かん</small>	96	3.10	137.84	
	157	1.6	89.90	
	160～162	全域	709.07	
	163	1-9.31.32.41-43.51.53.54-60.62-70	252.00	
	164～166	全域	584.61	
	167	2-3.5.9.20-22.31-37.41.4251-54.56.57.59.60-63 66-79.81.82	236.44	
	168	1.4-7.9.10.12-14.17.20.23.52-65.73	205.27	
	169～171	全域	625.49	
	172	1-3.6.51.53.55-57.60.62-70.82	88.80	
	173～174	全域	652.37	
	175	1.3.9.10.31-33.51-58.60-68	251.95	
	176	1.3.20.41.51-57.59.61.64-69.71	172.63	
	177	2.41.51.53-63.65-69.72	200.72	
	178～180	全域	745.77	
			計	4,952.86
	山地災害防止林	96	1.2.4-8 (3.10)重複	376.53
97		1-3.5.9.11.51	215.16	
98～125		全域	8,406.65	
126		2-10.14.20.21.41-43.51-74	316.31	
127～154		全域	7,905.07	
155		1-3.5-9.31.33.41-44.51-74.80	335.96	
156		全域	306.43	
157		2.4-8.10-12.16 (1.6)重複	227.51	
158～159		全域	716.80	
160		(51)重複	4.79	
161～162		(全域)重複	673.99	
166		(53.54)重複	6.10	
167		1	8.70	
169		(55.56.58.59)重複	33.64	
170		(52-55)重複	18.56	
171		(51-57)重複	52.66	
172		4	6.88	
174		(53.54)重複	10.90	
175		16	4.95	
176		7.60.62.63.70	14.48	
177	3.4.52.64.71.73.74.77.79	36.98		
		計	19,679.05	
生活環境保全林		該当なし		

保健・文化機能維持林	96	(全域)重複	376.53	
	97	10 (1-3.5.9.11.51)重複	227.52	
	99	(全域)重複	325.18	
	104	(全域)重複	188.15	
	105	(1-4.10.12.31.41.42.51-55.57-65)重複	284.26	
	118	(5-7)重複	107.22	
	119~120	(全域)重複	634.31	
	127	(1.3-9.41.51-56.74.99)重複	203.51	
	128~139	(全域)重複	3,443.82	
	150	(全域)重複	140.73	
	151	(1.3.5-8.51.52)重複	194.49	
	152~154	(全域)重複	704.80	
	155	97 (1-3.5-9.33.41-44.51-74.80)重複	338.53	
	158	(57)重複	0.46	
	173	(12)重複	11.62	
			計	7,181.13
木材等生産林	163	(1-9.31.32.41-43.51.53.55-60.62-69)重複	245.38	
	165	(1-10.31.32.41-44.51-56)重複	206.73	
	167	(2.3.5.9.20-22.31-37.41.42.52.54.57.60.63.66-78.81)重複	198.87	
	168	(1.4-10.12.17.20.53-65.73)重複	200.20	
	172	(1-3.6.56.60.62-70)重複	76.51	
	173	(1.2.4.5.11.13-15.31-37.41-45.51-56)重複	378.52	
	175	(1.3.9.10.31-33.52-58.61-68)重複	249.12	
	176	(1.3.20.41.51-59.61.64-69)重複	170.21	
	177	(2.41.51.53-55.57-61.63.65-69.72)重複	193.64	
	178	(1-4.51-68)重複	214.79	
	179	(1-6.10-13.31.32.41-44.51.53-55)重複	266.54	
			計	2,400.51

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【道有林】

2 上乘せのゾーニング

区 分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン	96	3.10	137.84
	157	1.6	89.90
	161	1-5.55-59.61-63.65-73.75.76.80-86	270.72
	162	全域	365.16
			計
生物多様性保全ゾーン			
水辺林タイプ		該当なし	
保護地域タイプ	97	1-3.5.9	208.34
	118	5-7	107.22
	119~120	全域	634.31
	128	11	5.12
	133~134	全域	616.93
	135	2.4	316.59
	136	3	56.73
	137	7	70.17
	155	8.43.80.97	24.49
	173	12	11.62
			計

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区 分	施 業 の 方 法	森 林 の 区 域		面 積 (ha)	森林経営計画における主な 実施基準(参考)(注1)
		林班	小 班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	水源涵養林全域		2,675.89	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)	該当なし			主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	2	9	0.04	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
		4	2.9.12.30	6.80	
		9	132	0.04	
		13	129.141~144.149~150	1.05	
		14	67	0.04	
		15	171.265.320	0.40	
		19	26	0.28	
		31	36	1.04	
		33	22~29	12.48	
		34	9	3.80	
		35	12~13.35~37	3.00	
		37	14.18~20	0.84	
		38	1~7.10~11.13~17.19.21~28.32~33.37~45.47.51~54	8.82	
		39	1~17.19~50.52~56.58.60.62.64~67.69.76~77.79~88.90.93~97.105.112~114.118~123	34.67	
		40	1.3~12.73.78~83.96~97.102.104~107.110.113.118.122.124~125.128~129.151~153	13.33	
		41	107.109.111.113.136~137	16.84	
		42	79.82.87~88.90.95.98~99.112~114.136.141	14.18	
		44	107.110.148.151	1.76	
		45	6.21~22.63~64.66~76.80.83~85.87~88.126~127.146.149~153.155~156.309	25.64	
		48	53~54.57~61.65.68~75.105~106.108~110.115.125	21.56	
59	1.3~5.7~10.16~17.19~20.25.27~30.32~37.47.49.56.60~73	37.20			
60	7.9.13~14.16~23.27.29~44.46~53	54.88			
61	3~8.14~17.19.23.25~33.35.42~46	39.76			
62	2.9~13.15~16.18.26~28.30.34~38.40.47.50~54.100	22.14			
63	13~18.20	24.88			
64	14~16.18~20	30.88			
65	9	0.60			

		66	18~29	26.32	
		67	7~9	2.56	
		68	3~5. 7~10. 12~15. 17~18. 20. 22~29. 33~35. 37~39. 41~44. 47~49. 51~52. 54~57. 62~67	57.84	
		69	1. 7. 12. 15. 33. 43~49	17.81	
		72	4~6. 8. 10. 14. 16~20. 22~24. 27. 30~31. 36~37	34.76	
		75	49	7.80	
		76	3. 5~6	0.44	
		81	24. 26~27. 31. 34~37. 40~41. 51~52. 63. 65~66. 70~71. 76. 99	33.44	
		82	100~104	12.72	
		86	19~20. 28~29. 55~56. 66. 75~76. 78. 80~81. 83. 87~89. 102. 105	10.87	
		87	13. 15. 18	1.94	
		90	2~4	6.80	
		91	3~4. 6. 9~10. 12~13. 16~18. 20~22	64.48	
		92	15~16. 19. 22~23. 29~30	34.84	
		93	55~56. 69~73. 76~78. 82~83. 87. 89~90. 135. 137. 146	15.86	
		94	46. 59. 66~67. 69~71. 74~77. 82~83. 86. 92~95. 105~108. 112. 121. 131~135	27.35	
		95	231~235. 240. 244. 259. 272. 274~275. 293~294. 326~327. 331. 347	20.98	
		96	39. 130. 154. 161. 164. 263. 289~290	13.88	
		97	159~163. 167~168. 182. 184. 201~202	1.46	
		99	3. 108. 112. 136~137	0.35	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	48	76~77. 123~124	2.92	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		59	2. 6. 11. 14~15. 18. 21~24. 26	58.32	
		60	1~6. 8. 10~12. 15. 24~26. 28	51.80	
		61	1~2. 9~13. 18. 20~22. 47	42.88	
		62	1. 3. 17. 22~25. 29. 32~33. 39. 48~49	29.05	
		63	1~12. 19	57.92	
		64	1~13. 17	114.56	
		65	1~8	48.56	
		66	1~6. 8. 11~17	89.68	
		67	1~6	60.72	

		68	1~2. 6. 11. 16. 19. 21. 31~32. 36. 40. 45~46. 58~60	74. 56	
		69	2~6. 8. 14. 27. 50	22. 46	
		72	2~3. 9. 11~13. 15. 21. 33	44. 23	
		95	206. 377	0. 90	
		96	20. 28. 354. 355	7. 56	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林 層林施業を推進すべき森林	1	12~14. 16~17. 19~ 20. 24~27	2. 32	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		4	31	0. 20	
		8	5~6	0. 52	
		9	10. 17. 97. 143~147	9. 40	
		11	2. 30. 39. 76. 89~ 91. 103~104. 106. ~ 107. 109~110. 115. 125	6. 14	
		13	36. 133~140	3. 06	
		15	255. 264. 272. 309~ 311. 338~341. 344	4. 08	
		17	46~47. 72. 163. 166	1. 32	
		29	50~51. 53~54	0. 62	
		31	55	0. 52	
		35	1~2. 4~5. 9~11	4. 80	
		36	1~4. 13~15. 17~24	9. 68	
		37	1~8. 11~13. 15~17. 21~31	10. 76	
		38	8~9. 12. 34~36. 46. 48 ~50	2. 12	
		39	18. 57. 59. 61. 63. 70~ 75. 91~92. 99~104. 106. 108~111	17. 47	
		46	27~29. 32~35. 50	2. 64	
		51	11~15	4. 56	
		52	1. 8~9. 18. 22. 39~ 45. 47~48. 50~57	13. 04	
		53	23. 29. 130~134	9. 31	
		54	105~106. 164~165	0. 52	
		70	3~9. 14. 18~20	38. 00	
		71	1~6	27. 48	
		82	105	2. 12	
	86	27. 69. 71~ 73. 77. 79. 82. 84~ 86. 90	2. 61		
	93	74. 142~145	4. 20		
	95	241~242. 325. 328~ 330. 354. 359~360. 369. 371. 373. 376	9. 30		
	97	17. 23. 164~165. 169	1. 17		
	100	204. 325. 352~353. 355~363. 387. 395~ 397. 404. 410~412. 431	4. 89		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし			特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

注1 森林経営計を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹 種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	80年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ【グイマツとの交配種を含む】	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって 生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって 生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって 生立する広葉樹	50年以上

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【道有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）	伐期の延長をすべき森林	160	1	30.29	主伐林齢： 標準伐期齢+10年 皆伐面積：20ha以下
		163	1-9. 31. 32. 41-43. 51 53. 55-60. 62-69	245.38	
		164	1. 5. 7. 8. 41-44	151.09	
		165	1-10. 31. 32. 41-43 51-56	206.73	
		166	1-9. 31-34. 41-47	212.41	
		167	2. 3. 5. 9. 20-22. 31-37 41. 42. 52. 54. 57. 60. 63. 66-78. 81	198.87	
		168	1. 4-10. 12. 14. 17. 20 53-65. 73	203.00	
		169	1-3. 5. 6. 11. 22. 31. 32 41. 51-54. 57	225.37	
		170	1-3. 7. 31. 51	121.78	
		171	1. 2. 4-6. 41	173.48	
		172	1-3. 6. 56. 60. 62-70	76.51	
		173	1. 2. 4. 5. 11. 13-15 31-37. 41-45. 51-56	378.52	
		174	1-10. 31. 32. 41-44 51. 52	251.33	
		175	1. 3. 9. 10. 31-33. 52- 58. 61-68	249.12	
		176	1. 3. 20. 41. 51-59. 61 64-69	170.21	
		177	2. 41. 51. 53-55. 57-61 63. 65-69. 72	193.64	
		178	1-4. 51-68	214.79	
		179	1-6. 10-13. 31. 32 41-44. 51. 53-55	266.54	
		180	1. 2. 4. 10-12. 31. 41 42. 51	195.35	
			計	3,764.41	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林		該当なし		主伐林齢： 標準伐期齢+10年 皆伐面積：10ha以下
森林の有する土地に関する災害防止、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林）	長伐期施業をすべき森林		該当なし		主伐林齢： 注3の表による 皆伐面積：20ha以下

森林の有する土地に関する災害防止、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林）

複層林施業を推進すべき森林

複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）

105	1. 2. 7. 31. 41. 42. 52-55. 57. 65. 98	244. 89
109	6	15. 31
113	51	0. 30
114	3. 13. 20. 41. 52. 55. 56	87. 37
115	1. 6. 7. 9. 32-34. 41-46 55. 56	186. 60
118	55. 56	12. 46
124	13. 19. 31. 33. 42. 51. 52. 56-60	65. 57
128	51. 52	18. 07
140	1. 2. 7. 8. 11. 12. 32. 36 39. 43. 44	252. 27
142	1. 41	187. 57
143	1-3. 41	224. 26
144	3	31. 89
146	7. 9. 63	19. 49
147	1-4. 7. 41. 51-54. 56- 58. 60. 61. 64. 66. 68. 70-73	88. 82
148	1. 4. 41-43. 51-53 55-58. 60. 63	109. 59
149	1. 3-5. 33. 41-46. 51- 59. 61. 62	144. 84
150	52	3. 13
151	51	1. 86
152	31. 51-55	19. 67
153	2-4. 41-43. 51-53	123. 76
154	1. 2. 4. 41. 51-56	188. 47
155	2. 3. 6-8. 31. 33. 41-44 52-55. 58. 62. 66. 68. 71 73. 97	167. 63
163	54. 70	6. 62
167	51. 53. 56. 59. 61. 62. 79	35. 46
168	52	2. 27
172	51. 53. 55. 57	10. 85
173	12	11. 62
175	51. 60	2. 83
176	60. 62. 63. 70	4. 69
177	3. 52. 56. 62. 71. 73. 77 79	14. 00
	計	2, 282. 16
96~104	全域	2, 516. 23
105	3. 4. 10. 12. 51	61. 44
106~108	全域	1, 120. 92
109	1-5. 31. 41. 42. 44. 45	193. 95
110~112	全域	712. 19
113	1. 4-10. 41. 42	181. 10
114	1. 2. 5-9. 11. 12. 14. 31 51. 53. 54	187. 34
115	2. 5. 8. 10-12. 31. 35. 42	185. 37
116~117	全域	620. 39
118	1-11. 31. 32. 41-45 51-54	406. 03

主伐林齢：標準伐期齢以上
伐採率：70%以下
その他：
標準伐期齢時の立木材積
の1/2以上を維持する

主伐林齢：標準伐期齢以上
伐採率：
30%以下または40%以下
その他：
標準伐期齢時の立木材積
の7/10以上を維持する

主伐林齢：標準伐期齢以上
伐採率：
30%以下または40%以下

森林の有する土地に関する災害防止、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林）	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	119～123	全域	1,687.05	その他： 標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
			124	2-4.7.8.10-12.15-18 20-26.32.34.41.53.54 61.62	250.28	
			125～127	全域	801.25	
			128	1-6.8-11.41.53.74	292.55	
			129～139	全域	3,133.20	
			140	3-6.9.10.31.33-35.37 38.41.42	126.74	
			141	全域	404.15	
			143	4	26.14	
			144	1.2.4-7.31.41-43	314.27	
			145	全域	429.99	
			146	1-5.8.10.11.51-62.64	343.66	
			147	5-6.8-15.55.59.62.63 65.67.74-79	232.94	
			148	2.3.5.6.54.59.61.62	133.29	
			149	7.8.60.63-66.76	103.03	
			150	1-6.51	137.60	
			151	1-8.52	231.89	
			152	3.4.6	189.88	
			153	1.5	110.59	
			154	3.7.10.57-60	72.43	
			155	1.5.9.51.56.57.59-61 63-65.67.69.70.72.74	170.90	
			156～159	全域	1,250.74	
			160	51	4.79	
			161～162	全域	673.99	
			165	57.58	8.28	
			166	53.54	6.10	
			167	1.82	10.81	
			169	55.56.58.59	33.64	
170	52-55	18.56				
171	51-57	52.66				
172	4.82	8.32				
174	53.54	10.90				
175	16	4.95				
176	7.71	12.21				
177	4.58.64	29.24				
178	69.70.72.73	29.53				
179	56.69-71	39.56				
	計	17,571.07				
特定広葉樹の育成を行う森林施業をすべき森林		該当なし		特定広葉樹の標準伐期齢時の立木材積を維持する		

別表3 鳥獣害防止森林区域

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)
エゾシカ	14~19. 21. 22. 26~34. 36. 40~44. 95~100	2,257.79

別表3 鳥獣害防止森林区域

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
エゾシカ	設定なし		